

4つくば開指第 596 号  
令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会  
会長 張替 武敏 様

つくば市長 五十嵐 立青  
(公印省略)

市街化調整区域に係る開発許可基準等の一部改正について（通知）

このことについて、開発許可基準等を別添のとおり制定（令和 5 年 4 月 1 日施行）しますので通知します。

付議基準改正概要

1 提案基準 7（一部改正）

新規で設けた提案基準 9 に伴い、解説にその取扱いを追加した。

2 提案基準 9（新規）

市街化区域に存する工場施設等の取扱いについて定めた。

3 提案基準 10（一部改正）

解説にデータセンターの取扱いについてを追加した。

問合せ先

都市計画部開発指導課企画係

担当 二宮 義之

電話 029-883-1111（内）3211

## 提案基準7 既存工場施設等の敷地拡張の取扱いについて

(平成19年4月26日施行)  
改正平成22年5月18日施行  
改正令和5年4月1日施行

### (適用の範囲)

第1 この基準は、区域区分の日前から当該市街化調整区域内に存し、又は区域区分の日以後適法に立地し、かつ、現に適法に使用されている工場施設、流通業務施設、研究開発施設（以下、工場施設等という。）において、施設内容の同一性を維持しつつ敷地拡張を行おうとする場合について適用する。なお、当初の許可から敷地拡張の計画性を有すると認められる場合は適用しない。

### (必要性)

第2 次のいずれかの理由により工場施設等の改善が必要であるが、現在の敷地が狭隘であるため敷地を拡張せざるを得ないと認められること。

- (1) 公害防止、防災、防火、従業員の安全・福利厚生対策等の観点から、質の改善が必要であること。
- (2) 工場施設等の老朽化や技術革新等により施設設備等の質の改善が必要であること。
- (3) 経営環境の変化に対応するため、施設の拡充が必要であること。

### (立地)

第3 申請に係る土地は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) つくば市における土地利用計画上支障がなく、周辺の土地利用と整合が図られるものであること。
- (2) 既存の工場施設等の敷地に隣接し、かつ、既存の敷地と一体的に利用されること。
- (3) 流通業務施設にあっては、申請地周辺における円滑な交通の確保に支障を生じないこと。

### (申請に係る土地の規模)

第4 拡張後の敷地規模は、原則として既存の工場施設等の敷地面積の3倍以下とし、かつ、申請に係る土地の面積は5ha未満であること。

### (申請に係る建築物の規模等)

第5 申請に係る建築物の規模、高さについては次のとおりとする。

- (1) 増改築後の規模は、建ぺい率50%、かつ、容積率100%、又は既存の建築物の延べ床面積の50%増のいずれかを限度とする。
- (2) 高さは、原則として10m以下とする。ただし、施設の性質上やむを得ない場合で、周辺の土地利用状況を考慮して、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合はこの限りでない。



第5

(2) 周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合はこの限りではない。

第一種、第二種低層住居専用地域の日影規制（建築基準法別表第4 1項、(は)、(に)欄、(1)の号）を満たす場合に限り、20mを限度とする。

\* 1 F 製造業：食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電子機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業

\* 2 I 運輸業：鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業



設等の敷地面積の等倍以下であること。

- (2) 第1 (2)に該当する工場施設等の申請に係る敷地面積は、既存工場施設等のうち密接な関連を有する事業の用に供されている部分を対象とし、それらの面積を上回るものでないこと。

(申請に係る建築物の規模)

第6 申請に係る建築物の規模は、次の要件を満たすこと。

- (1) 第1 (2)に該当する工場施設等の予定建築物等の延べ床面積は、既存工場施設等のうち密接な関連を有する事業の用に供されている部分を対象とし、それらの面積を上回るものでないこと。
- (2) 建築物の高さは、原則として10m以下とする。ただし、施設の性質上やむを得ない場合で、周辺の土地利用状況を考慮して、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合はこの限りではない。



## 提案基準10 その他特に定めのないものの取扱いについて

(平成19年4月26日施行)  
改正平成19年11月30日施行  
平成22年5月18日施行  
改正平成27年4月1日施行  
改正令和元年12月1日施行  
改正令和3年10月1日施行  
改正令和5年4月1日施行

### (適用の範囲)

第1 「提案基準1」から「提案基準9」及び「包括承認基準1」から「包括承認基準11」に該当しない事案について具体的にその目的、規模、位置等を総合的に検討し周辺の市街化を促進する恐れがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為又は建築物の建築であって、特に市長がやむを得ないと認めたものについて適用する。



(4) データセンターの取扱いについて

市街化調整区域内におけるコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設（以下、データセンターという。）に係る開発許可若しくは建築許可の取扱いについては、開発審査会付議案件「提案基準10 その他定めのないものの取扱いについて」で取り扱うこととし、判断指針を次のように定める。

下記①～⑤を総合的に勘案（原則はすべてを満足するもの。）して判断する。

記

- ① 予定建築物の規模、設計等がデータセンターとして適切な施設であること。
- ② 9m以上 の既存道路に面していること。
- ③ 予定建築物の高さは、周辺の土地利用状況を考慮して、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められること。
- ④ 他用途の併用がないこと。
- ⑤ 予定地の面積は、0.3ha以上5ha未満とすること。